

公 示 日 : 2022 年 5 月 25 日(水)

調達管理番号 : 22a00160

国 名 : アフリカ地域

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : アフリカ地域市場志向型農業振興分野技術協カプロジェクト終了時評価・中間評価調査(マラウイ・ジンバブエ)(評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 8 月下旬から 2023 年 4 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.53、国内 1.6、合計 3.13
- (3) 業務日数 : 国内準備期間 16 日  
現地業務期間 46 日  
帰国後整理期間 16 日

#### 【内訳】

マラウイ : 国内準備期間 8 日、現地業務期間 23 日、帰国後整理期間 8 日  
ジンバブエ : 国内準備期間 8 日、現地業務期間 23 日、帰国後整理期間 8 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 6 月 8 日(水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
  - 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022 年 4 月)」別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き

[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2022 年 6 月 21 日(火) までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	アフリカ地域
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等 : 本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

(2) 必要予防接種 :

マラウイ : 黄熱に感染する危険のある国から来る、1 歳以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に 12 時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。

ジンバブエ : 黄熱に感染する危険のある国から来る、生後 9 か月以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に 12 時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。

## 6. 業務の背景

### 【マラウイ】

農業・灌漑・水開発省（現農業省）は、より実践的な商業的農業に関する普及サービスを提供するため、JICA が 2014 年より開始した「市場志向型農業（以下、「SHEP アプローチ）」の課題別研修（2014 年開始）に研修員として職員を派遣し、その後研修員が作成したアクションプランに基づくパイロット事業を実施した。その結果、同省職員の指導力の向上、小規模園芸農家グループによる生産物の協同販売の開始、交渉能力の向上、生産物の品質改善など、生計向上につながる成果がみられた。

上記の背景から、マラウイ国（以下、マラウイ）政府は今後同省職員の SHEP アプローチに関する普及サービスを改善していくための能力強化を図るべく、我が国に支援を要請した。これを受けて JICA は、「SHEP アプローチ」に基づきマラウイの現状に適した市場志向型農業アプローチの構築・実践を通じて、小規模園芸農家の生産性・マーケティング能力の強化を図る事を目的とした「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト（以下、MA-SHEP）」を 2017 年 4 月から 2023 年 4 月まで 6 年間の予定で実施しており、現在、長期専門家 3 名を派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、2023 年 4 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

- プロジェクト実施期間：2017 年 4 月 9 日～2023 年 4 月 8 日（6 年間）
- 相手国側実施機関：農業省普及局 (DAES)
- 対象地域：全国（毎年度 2 つの地方農政局 (ADD) から約 6 県を選択し、第 1～4 バッチで計 24 県を対象とする。

第 1 バッチ	カスング ADD、サリマ ADD（ムチンジ県、カスング県、コタコタ県、ンチシ県、ドーワ県、サリマ県）
第 2 バッチ	カロンガ ADD、ムズズ ADD（チティパ県、カロンガ県、ルンピ県、ムジンバ県、カタベイ県）
第 3 バッチ	ブランタイヤ ADD、シレバレー ADD（ムワンザ県、チクワワ県、ンサンジェ県、チョロ県、ムランジェ県、パロンベ県、ネノ県）
第 4 バッチ	リロングウェ ADD、マチンガ ADD（リロングウェ県、デッ

ザンバウェ、シチウ、マチンガ、マンゴチ、ゾンバ
-------------------------

- ・プロジェクト目標：プロジェクト対象小規模農家グループメンバーの所得が向上する。
- ・期待される成果：
  - ① MA-SHEP パッケージの実施体制が構築される
  - ② MA-SHEP パッケージが確立される
  - ③ MA-SHEP パッケージが継続的に対象農家グループに実践される

### 【ジンバブエ】

ジンバブエでは、人口の約 66% (2020 年) が農業に従事しており、農業生産額は GDP の 7.7% (2017 年)、タバコの輸出額は全輸出総額の約 23% (2021 年) を占め、ジンバブエ経済において農業セクターは重要な産業と位置付けられている。

1980 年の独立以降、経済成長は堅調であったが、2000 年以降の白人所有大農場の強制収用等を通じた土地改革による混乱、経済危機とハイパーインフレなどにより、商業的な農業生産技術が失われ、農業政策全体が停滞し、農業生産は激減した。2009 年に政治・経済情勢は落ち着いてきたが、国家財政は低迷が続き、農業普及を含む行政サービスも低水準のままである。

近年ジンバブエ政府は、2000 年の土地改革以降に農業セクターの主要な担い手となった小規模農家の生産能力の向上に注力しており、特に灌漑が利用できる土地を持つ小規模農家に対して、穀物や園芸作物の生産量増加の支援を行っているが、農家の市場アクセスが限定的で適切な販売先を確保できない、栽培技術が不十分、収穫時期が集中して価格暴落が起きてしまう等の様々な課題に直面している。

JICA は、TICAD V で表明された「市場志向型農業振興 (以下「SHEP」)」の広域化を進めるため、2014 年度以降、課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興 (行政官コース・普及員コース)」に土地、農業、漁業、水、地方開発省 (MoLAFWRD) 農業技術普及サービス局 (以下「AGRITEX」) の職員を招聘した。その後、研修員が作成したアクションプランに基づくパイロット事業が、AGRITEX により選定された 5 か所の灌漑サイトで実施され軌道に乗っている。これらの活動と SHEP アプローチの有効性を評価したジンバブエ側は、SHEP アプローチをさらに同国で広め、小規模園芸農家の生産性やマーケティングを強化し生計向上を目指す支援を我が国に要請した。

現在、JICA はジンバブエからの要請を受け、2019 年 3 月 12 日から 2025 年 3 月 11 日までの 6 年間の実施予定で市場志向型農業振興プロジェクトを実施して

いる。現在、プロジェクトチーフ、業務調整／研修、園芸を担当する3名の長期専門家が派遣されており、これまで、カウンターパートと共に、マシヨナランド・セントラル州、ミッドランズ州、(第1バッチ)、マシヨナランド・イースト州、マニカランド州(第2バッチ)、マシヨナランド・ウェスト州、マシゴ州(第3バッチ)で活動を展開している。

今回、実施する中間評価調査は、これまでのプロジェクト活動の実績、成果を評価し、課題を確認するとともに、2025年3月までの残りのプロジェクト協力期間に改善すべき点について提言を行う。また、今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

- プロジェクト実施期間：2019年3月12日～2025年3月11日(6年間)
- 相手国側実施機関：土地、農業、漁業、水、地方開発省(MoLAFWRD)  
 対象地域：全国(各バッチ2つの州を選定し、3～4つの灌漑スキームを選択し、第1～4バッチで計25の灌漑スキームを対象とする。  
 ※第1バッチは4つの灌漑スキームを対象としている。

第1バッチ	マシヨナランド・セントラル州(ビンドウラ県ムウンガニルワ灌漑スキーム・ツンダ灌漑スキーム、シャンバ県プリンシペ灌漑スキーム、マウント・ダーウィン県ムトンドウウェ灌漑スキーム) ミッドランズ州(グウェル県インスカミニ灌漑スキーム、クウェクウェ県ンゴンドマ灌漑スキーム、ムベレンガ県ズババチャリ灌漑スキーム)
第2バッチ	マシヨナランド・イースト州(ムトコ県チトラ灌漑スキーム、チコンバ県ニャホリ灌漑スキーム、ウェザ県チゴンド灌漑スキーム) マニカランド州(ニャンガ県ニャコンバ灌漑スキーム、ブヘラ県ムランビンダ灌漑スキーム、チピンゲ県ブウェルザ灌漑スキーム)
第3バッチ	マシゴ州、マシヨナランド・ウェスト州(現在対象スキームを選定中)
第4バッチ	マタベレランド・ノース州、マタベレランド・サウス州(2023年度に対象スキームを選定予定)

- プロジェクト目標：プロジェクト対象小規模農家グループメンバー

が所得の増加を実感する。

- 期待される成果：
  - ① SHEP アプローチの実施体制が構築される。
  - ② ジンバブエ版 SHEP アプローチの普及パッケージが確立される。
  - ③ SHEP アプローチの普及パッケージが AGRITEX 職員により対象灌漑事業地で実施され、対象地以外の農家への SHEP アプローチの応用も、プロジェクトによって奨励される。

## 7. 業務の内容

### 【マラウイ】（終了時評価）

業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価6項目（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2022 年 9 月上旬～2022 年 9 月下旬）
  - ① 既存の文献、報告書等（中間評価報告書、モニタリングシート、合同調整委員会議事録、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
  - ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報や説明すべき事項を整理する。
  - ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、カウンターパート（C/P）機関、農家グループ、その他マラウイ側関係機関、他ドナー（IFAD 等）に対する質問票（英文）を提案する。
  - ④ 対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間（2022 年 10 月上旬～2022 年 10 月下旬）
  - ① JICA マラウイ事務所、マラウイ側関係機関等との打合せに参加する。
  - ② プロジェクト関係者に対して、本調査の目的、評価手法等について説明を行う。
  - ③ マラウイ側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した 質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング

や現地視察等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。また、これら議事録を作成する。

- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクトの貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他団員及びマラウイ側 C/P 等とともに評価6項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥ 調査結果や他団員及びマラウイ側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM（Project Design Matrix）及び PO（Plan of Operations）の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ SHEP アプローチや JICA 経済開発部クラスター事業戦略に貢献していくための活動案について提案する。
- ⑧ 評価報告書（案）作成に関する協議に参加し、担当分野にかかる説明を行うとともに、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑨ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑩ 現地調査結果の JICA マラウイ事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2022年11月上旬～11月中旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野にかかる説明を行う。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、他団員が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

【ジンバブエ】（中間評価）

業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価6項目（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(4) 国内準備期間（2023年1月中旬～2023年2月中旬）

- ① 既存の文献、報告書等（業務進捗報告書、モニタリングシート、合同調整委員会議事録、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。

- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報や説明すべき事項を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、カウンターパート（C/P）機関、農家グループ、その他ジンバブエ側関係機関、他ドナー（IFAD、FAO 等）に対する質問票（英文）を提案する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

（5）現地業務期間（2023 年 2 月中旬～2023 年 3 月上旬）

- ① JICA ジンバブエ支所、ジンバブエ側関係機関等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の目的、評価手法等について説明を行う。
- ③ ジンバブエ側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリングや現地視察等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。また、これら議事録を作成する。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクトの貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他団員及びジンバブエ側 C/P 等とともに評価 6 項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥ 調査結果や他団員及びジンバブエ側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM (Project Design Matrix) 及び PO (Plan of Operations) の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ SHEP アプローチや JICA 経済開発部クラスター事業戦略に貢献していくための活動案について提案する。
- ⑧ 評価報告書（案）作成に関する協議に参加し、担当分野にかかる説明を行うとともに、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑨ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑩ 現地調査結果の JICA ジンバブエ支所等への報告に参加する。

（6）帰国後整理期間（2023 年 3 月中旬～2023 年 3 月下旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。

- ② 帰国報告会に出席し、担当分野にかかる説明を行う。
- ③ 担当分野の中間評価調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、他団員が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務完了報告書（各案件の PDM 比較分析結果を含む）2023 年 4 月 7 日（金）までに、2 案件について記載したものを提出。次の各案件にかかる報告書等①～③については電子データで提出すること。

【マラウイ】（2022 年 11 月中旬までに下記①～③を提出）

- ① 評価報告書（和文・英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）（面談議事録、収集資料一式含む）

【ジンバブエ】（2023 年 3 月 10 日までに下記①～③を提出）

- ① 評価報告書（和文・英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る中間評価調査報告書（案）（和文）（面談議事録、収集資料一式含む）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、以下を基準とします。

【マラウイ】

- ① 日本⇒シンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒リロングウェ⇒ヨハネスブルグ⇒シンガポール⇒日本
- ② 日本⇒ドーハ⇒ヨハネスブルグ⇒リロングウェ⇒ヨハネスブルグ

⇒ドーハ⇒日本

③ 日本⇒ドバイ⇒ヨハネスブルグ⇒リロングウェ⇒ヨハネスブルグ  
⇒ドバイ⇒日本

④ 日本⇒アジスアベバ⇒リロングウェ⇒アジスアベバ⇒日本

#### 【ジンバブエ】

① 日本⇒ドバイ⇒ハラレ⇒ドバイ⇒日本

② 日本⇒シンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒ハラレ⇒ヨハネスブルグ  
⇒シンガポール⇒日本

③ 日本⇒ドーハ⇒ヨハネスブルグ⇒ハラレ⇒ヨハネスブルグ⇒ドー  
ハ⇒日本

④ 日本⇒アジスアベバ⇒ハラレ⇒アジスアベバ⇒日本

#### (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交  
渉時に確認させていただきます。

#### (3) 報酬単価（月額上限額）の取扱い

本案件は複数国における複数案件の単独業務を一括で公示するため、  
法人コンサルタントの場合の報酬単価（月額上限額）は「コンサルタント  
等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）の「別添資料2 報  
酬単価表」の「業務人月≤2.0」の単価を用いて積算下さい。

個人コンサルタントの場合は、変更ありません。

### 10. 特記事項

#### (1) 業務日程／執務環境

##### ① 現地業務日程

現地業務期間はそれぞれの案件について以下を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団に1週間先行して現地調査を開始するこ  
とを予定しています。なお、両国の現地到着時の隔離期間は不要です。

#### 【マラウイ】

国内準備期間：2022年9月上旬～2022年9月下旬（8日）

現地業務期間：2022年10月8日～2022年10月30日（23日）

（2022年10月9日現地着、2022年10月28日現地発を  
予定）

帰国後整理期間：2022年11月上旬（8日）

## 【ジンバブエ】

国内準備期間：2023年1月中旬～2023年2月中旬（8日）

現地業務期間：2023年2月11日～2023年3月5日（23日）

（2023年2月12日現地着、2023年3月3日現地発を予定）

帰国後整理期間：2023年3月中旬～2023年3月下旬（8日）

### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、2案件共に以下のとおりを予定しております。

ア) 団長（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

### ③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA／プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：各プロジェクトチームのオフィスがある建物内における執務スペース提供（ネット環境完備）、あるいは、事務所／支所内にて執務スペース提供（ネット環境完備）

キ) 携帯電話、Wi-Fiルーターの提供：

マラウイ事務所より携帯電話、Wi-Fiルーターの貸し出しが可能です。

ジンバブエ支所より携帯電話の貸し出しが可能です。

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業・農村開発第二グループ第五グループにおいて配付しますので、[edga2@jica.go.jp](mailto:edga2@jica.go.jp)に送信願います。尚、配布資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出

もしくは失注後に速やかに破棄してください。受領とともに同意いただいたものとしします。

【マラウイ】

中間評価報告書、運営指導調査報告書、モニタリングシート、業務進捗報告書等

【ジンバブエ】

モニタリングシート、業務進捗報告書等

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所、ジンバブエ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所・支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所・支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨

を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上